

平成30年度における子育て支援事業について

①平成30年度における幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制について

H30.1.11現在

		1号認定			2号認定			3号認定			合計	
		5歳児	4歳児	3歳児	5歳児	4歳児	3歳児	2歳児	1歳児	0歳児		
公立 保育所	鳳来	利用定員				41			23		6	70
		入所児童(見込)				31	9		23		2	65
	河原田	利用定員				13			5		2	20
		入所児童(見込)				6	3		6		1	16
	三井	利用定員				13			5		2	20
		入所児童(見込)				5	0		1		1	7
	鶴巣	利用定員				13			5		2	20
		入所児童(見込)				3	2		4		0	9
	南志見	利用定員				12			6		2	20
		入所児童(見込)				9	3		3		0	15
くしひ	利用定員				19			8		3	30	
	入所児童(見込)				15	6		8		2	31	
松風台	利用定員				20			7		3	30	
	入所児童(見込)				11	7		9		1	28	
小計	利用定員				131			59		20	210	
	入所児童(見込)				80	30		54		7	171	
私立 保育所	かわい	利用定員				60			34		9	103
		入所児童(見込)				35	17		34		6	92
	わじまミドリ	利用定員				100			45		15	160
		入所児童(見込)				49	24		44		14	131
	まちの	利用定員				18			10		2	30
		入所児童(見込)				12	5		8		2	27
小計	利用定員				178			89		26	293	
	入所児童(見込)				96	46		86		22	250	
私立 認定こども園	和光・あいこう	利用定員	15		55			24		6	100	
		入所児童(見込)	9	2	41	16		27		5	100	
	海の星	利用定員	15		40			25		5	85	
		入所児童(見込)	6	3	30	17		20		1	77	
	小計	利用定員	30		95			49		11	185	
		入所児童(見込)	15	5	71	33		47		6	177	
合計	利用定員	30		404			197		57	688		
	入所児童(見込)	15	5	247	109		187		35	598		

【平成29年度からの変更点】

事由名称		入所児童数減少による利用定員の変更		
		平成29年度	平成30年度	
内訳	利用定員(合計)	40人	30人	
	1号認定	0人	0人	
	2号認定	25人	19人	
	3号認定	1・2歳児	12人	8人
		0歳児	3人	3人

②平成30年度国予算案における幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進（案）

○年収約360万円未満相当世帯（市町村民税所得割課税額77,100円以下）の保護者負担の軽減
 子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、平成30年度においては、年収約270～360万円未満相当世帯について、保育料の軽減を拡充する。

【教育標準時間認定（1号）を受けた子ども】

年収約270-360万円未満相当世帯： 第1子(月額) 14,100円 第2子(月額) 7,050円



年収約270-360万円未満相当世帯： 第1子(月額) 10,100円 第2子(月額) 5,050円

国の基準（案）

教育標準時間認定(1号)を受けた子ども			(単位:円)
階層区分		保育料	
年齢制限なし ↑ ↓ 小学校3年生以下	1	生活保護世帯	0
	2	市民税非課税世帯(所得割非課税世帯を含む) (～年収約270万円)	3,000
	3	市民税所得割77,101円未満 (～年収約360万円)	14,100→10,100
	4	市民税所得割211,201円未満 (～年収約680万円)	20,500
	5	市民税所得割211,201円以上 (年収約680万円～)	25,700

※ 2階層 … 2子目以降は無料。
 ※ 3階層～5階層 … 2子目は半額、3子目以降は無料。



【平成30年度の方針】

保育料は国が定める上限額の範囲内で、それぞれの市町村が定めます。

本市では、国の保育料負担軽減案の詳細が分かり次第、条例改正案を議会に上程する予定。